

I. 地域別市町村位置図

広域都市計画圏別市町村位置図



64市町村（40市、23町、1村）

都市計画区域位置図



線引き都市計画区域数 35
非線引き都市計画区域数 6

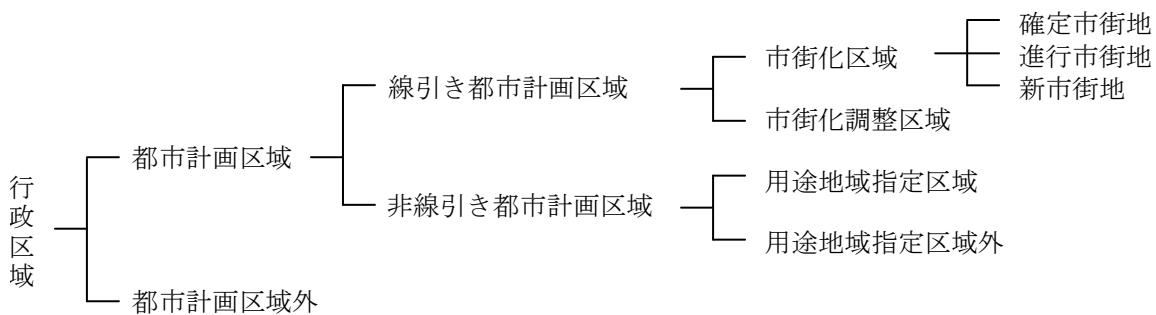
II. 調査対象区域及び区域区分について

平成22年度都市計画基礎調査は、平成23年3月31日を基準日として、県内64市町村を対象として行っている。調査項目を県が主体に行う調査と市町村が主体に行う調査に分けている。

市町村が行う調査については、市町村毎に調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、平成17年度埼玉県都市計画基礎調査を基に設定され、市街化区域と市街化調整区域、又は用途地域の内外を明確に区分している。概ね大字単位を大調査区、小字・町丁目単位を小調査区としている。

区域の分類方法は、下図・表のとおり行った。なお、市街化区域については確定市街地・進行市街地・新市街地に区分した。(以下「市街地区分」という)

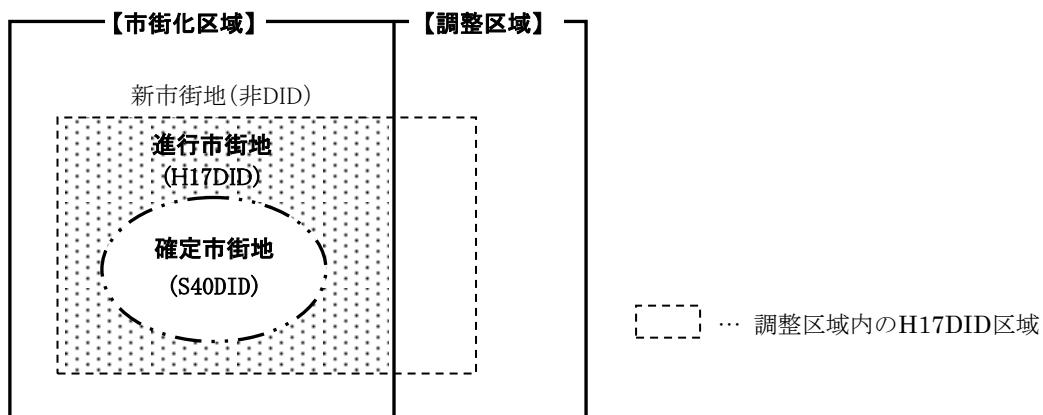
〈行政区域の分類〉



〈市街地区分〉

市 街 化 区 域	区 分 方 法
確定市街地	市街化区域のうちS40DIDの区域
進行市街地	市街化区域のうちH17DIDからS40DIDを除いた区域
新市街地	上記以外の市街化区域

〈市街地区分イメージ図〉



調査対象区域及び区域区分一覧表

〈調査対象区域及び区域区分一覧表(1／2)〉

市町村コード	市町村名	区域区分及び区域区分コード					市町村コード	区域区分及び区域区分コード								
		都市計画区域				都市計画区域外		都市計画区域				都市計画区域外				
		線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域				線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域						
		市街化区域	市街化調整区域	用途地域指定あり	用途地域指定なし			市街化区域	市街化調整区域	用途地域指定あり	用途地域指定なし					
		1	2	3	4	7		1	2	3	4	7				
100	さいたま市	○	○				225	入間市	○	○						
201	川越市	○	○				226	鳩ヶ谷市	○							
202	熊谷市	○	○				227	朝霞市	○	○						
203	川口市	○	○				228	志木市	○	○						
206	行田市	○	○				229	和光市	○	○						
207	秩父市			○	○	○	230	新座市	○	○						
208	所沢市	○	○				231	桶川市	○	○						
209	飯能市	○	○			○	232	久喜市	○	○						
210	加須市	○	○		○		(232)	(旧久喜市)	○	○						
(210)	(旧加須市)	○	○				(446)	(旧菖蒲町)	○	○						
(210)	(旧騎西町)	○	○				(461)	(旧栗橋町)	○	○						
(424)	(旧北川辺町)				○		(462)	(旧鷺宮町)	○	○						
(425)	(旧大利根町)	○	○				233	北本市	○	○						
211	本庄市	○	○	○	○	○	234	八潮市	○	○						
(211)	(旧本庄市)	○	○				235	富士見市	○	○						
(382)	(旧児玉町)			○	○	○	237	三郷市	○	○						
212	東松山市	○	○				238	蓮田市	○	○						
214	春日部市	○	○				239	坂戸市	○	○						
215	狭山市	○	○				240	幸手市	○	○						
216	羽生市	○	○				241	鶴ヶ島市	○	○						
217	鴻巣市	○	○				242	日高市	○	○						
218	深谷市	○	○	○	○	○	243	吉川市	○	○						
(218)	(旧深谷市)	○	○			○	245	ふじみ野市	○	○						
(405)	(旧岡部町)	○	○				301	伊奈町	○	○						
(406)	(旧川本町)	○	○				324	三芳町	○	○						
(407)	(旧花園町)			○	○		326	毛呂山町	○	○						
219	上尾市	○	○				327	越生町	○	○		○				
221	草加市	○	○				341	滑川町	○	○						
222	越谷市	○	○				342	嵐山町	○	○						
223	蕨市	○					343	小川町	○	○						
224	戸田市	○	○				346	川島町	○	○						

※ ○が調査対象区域

※ 平成23年3月31日時点の市町村単位（40市23町1村）で調査を実施

〈調査対象区域及び区域区分一覧表(2/2)〉

市町村コード	市町村名	区域区分及び区域区分コード					市町村コード	市町村名	区域区分及び区域区分コード										
		都市計画区域				都市計画区域外			都市計画区域				都市計画区域外						
		線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域					線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域								
		市街化区域	市街化調整区域	用途地域指定あり	用途地域指定なし				市街化区域	市街化調整区域	用途地域指定あり	用途地域指定なし							
		1	2	3	4	7			1	2	3	4	7						
347	吉見町	○	○				381	美里町				○							
348	鳩山町	○	○				383	神川町			○	○	○						
349	ときがわ町				○		385	上里町			○	○							
361	横瀬町			○	○	○	408	寄居町			○	○							
362	皆野町			○	○	○	442	宮代町	○	○									
363	長瀬町					○	445	白岡町	○	○									
365	小鹿野町				○	○	464	杉戸町	○	○									
369	東秩父村					○	465	松伏町	○	○									

※ ○が調査対象区域

※ 平成23年3月31日時点の市町村単位（40市23町1村）で調査を実施

広域都市計画圈別市町村一覧表

県南地域	圏央道地域	県北地域（北部地域）	県北地域（秩父地域）
さいたま市	川越市	熊谷市	秩父市
川口市	行田市	本庄市	横瀬町
所沢市	飯能市	深谷市	皆野町
春日部市	加須市	美里町	長瀬町※
草加市	東松山市	神川町	小鹿野町
越谷市	狭山市	上里町	
蕨市	羽生市	寄居町	
戸田市	鴻巣市		
鳩ヶ谷市	上尾市		
朝霞市	入間市		
志木市	桶川市		
和光市	久喜市		
新座市	北本市		
八潮市	蓮田市		
富士見市	坂戸市		
三郷市	幸手市		
吉川市	鶴ヶ島市		
ふじみ野市	日高市		
三芳町	伊奈町		
松伏町	毛呂山町		
	越生町		
	滑川町		
	嵐山町		
	小川町		
	川島町		
	吉見町		
	鳩山町		
	ときがわ町		
	宮代町		
	白岡町		
	杉戸町		
	東秩父村※		
18市2町	18市13町1村	3市4町	1市4町

※は都市計画区域外の町村

III. 各指標の定義と根拠

平成22年度都市計画基礎調査における、各調査の指標及び定義については以下による。

各調査の基準日は、原則的には平成23年3月31日とするが、それ以外の基準日のものについては各々に示した。また、定義等で補足が必要と思われるものについては、◎印又は表にて補足した。（なお、県他部局にて行われている調査と重複する調査項目で、誤差の生じているデータについては公表値を優先した。）

また、平成17年度以前のデータについては、過去の都市計画基礎調査報告書に基づいている。

集計表では、都市計画区域単位でデータを集計し、合わせて地域（広域都市計画圏による県南地域、圏央道地域、県北地域（北部地域）、県北地域（秩父地域））ごとの集計を行っている。

（広域都市計画圏合計値には、都市計画区域外町村のデータは含まれていない。）

また本庄市や深谷市のように2つの都市計画区域にまたがる場合には、旧市町村単位にわけてそれぞれ集計を行っている。

A. 人口関係指標

A-1 面積、人口、人口密度、世帯数

調査対象：平成7、12、17、22年

国勢調査（総務省）を基に、人口及び世帯数等を集計した。

◎市街地区別人口及び世帯数は、各調査区の確定、進行、新市街地の面積割合に応じて配分することを基本とした。

A-2 DID人口・面積

調査対象：昭和45,50,55,60,平成2,7,12,17,22年

国勢調査を基に、市町村別にDID人口・面積の経年変化を調査した。

※DID：人口集中地区（Densely Inhabited District）の略。国勢調査の単位区ごとに人口密度4,000人／km²以上が隣接し、人口が5,000人以上の地区

A-3 年齢・性別人口

調査対象：昭和45,50,55,60,平成2,7,12,17,22年

国勢調査を基に、市町村別に年齢・性別人口の経年変化を調査した。

A-4 産業分類別人口

調査対象:昭和45,50,55,60,平成2,7,12,17,22年

国勢調査を基に、第1次、2次、3次産業等の就業者人口の集計をした。

部門	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

A-5 流入・流出人口

調査対象:昭和45,50,55,60,平成2,7,12,17,22年

国勢調査を基に、就業者、通学者の流入・流出別人口を市町村別に集計した。

◎流入人口 … 他の市区町村に^(注)常住し、当該市町村へ通勤・通学する15歳以上の者。

◎流出人口 … 当該市町村に^(注)常住し、他の市区町村へ通勤・通学する15歳以上の者。

(注) 常住の基準は、当該住居に3ヶ月以上にわたり居住、又は居住予定の有無による。

(国勢調査より)

A-6 住宅戸数・住宅事情

国勢調査(総務省)を基に、住宅の所有関係別世帯数、建て方別世帯数を集計した。

一般世帯	住宅に住む世帯	持ち家	居住する住宅がその世帯の所有
		公営借家	給与住宅でない県又は市町村営の賃貸住宅
		都市再生機構・公社の借家	給与住宅でない都市再生機構又は住宅供給公社の賃貸住宅
		給与住宅 間借り	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住間借り 他の世帯が住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる
		住宅以外に住む世帯	下宿住まいの単身者、及び会社などの寮の単身者
		(参考)施設等の世帯	学校の寮の学生、病院・療養所などに既に3か月以上入院者等

B. 産業関係指標

B-1 製造品出荷額等

調査対象:昭和45、50、55、60、平成2、7、12、17、22年

工業統計調査(経済産業省)を基に集計した。

B-2 商品販売額

調査対象:昭和45、47、49、51、54、57、60、63、平成3、6、9、11、14、16、19年

商業統計調査(経済産業省)を基に、年間商品販売額を集計した。

B-3 工場適地指定状況

調査対象:平成22年

「埼玉県の産業と雇用のすがた」(県産業労働部)を基に、工場適地状況を集計した。

B-4 大規模小売店舗の状況

基準日:平成24年4月1日

埼玉県大規模小売店舗名簿(県商業・サービス産業支援課)を基に集計した。

B-5 業種別店舗調査

基準日:平成21年7月1日

H21経済センサス基礎調査(総務省)を基に、業種別店舗事業所数及び従業者数(民営事業所)を集計した。

C. 土地利用関係指標

C-1 土地利用現況(自然的土地利用)

調査対象:平成7,12,17,22年

縮尺1/10,000の白図を利用し、現地調査、航空写真等の資料により作成した土地利用現況図に従い、自然的土地利用の面積を分類別に算出した。

C-2 土地利用現況(都市的土地利用)

調査対象:平成7,12,17,22年

自然的土地利用と同様の手法で、都市的土地利用の面積を分類別に算出した。

※ C-1、C-2の分類については下表のとおり。

C-1 自然的土地利用の分類表

分類	摘要
田	水田、耕作放棄地
畠	畠、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス、耕作放棄地、市民農園
山	樹林地
水面	河川、水面、湖沼、ため池、用排水路
その他の自然地	原野・牧場、低湿地、河川敷、河原湖岸

C-2 都市的大土地利用の分類表

分類	摘要
住宅用地	建築物用途別表の1～4及び14
商業用地	同表5～6及び8～10
工業用地	同表11～13、発電所・変電所
公益施設用地	同表7(幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く)
	同表7(幼稚園、保育所)
	同表7(病院、診療所)
	同表7(老人ホーム)
	処理場、浄水場 火葬場
道路用地	道路、駅前広場、道の駅、P・A、S・A
交通施設用地	鉄道用地(駅舎を含む)、空港
公共空地	公園・緑地、広場、運動場、ゴルフ場(民間も含む)
	墓園
その他公的施設用地	防衛施設用地
その他の空地	改変工事中の土地、更地、残土・資材置場

建築物用途別表

用途分類	事例
1 専用住宅	戸建て一般住宅
2 共同住宅	アパート、マンション、社宅、長屋、寮
3 商業併用住宅	上記1又は2と商業施設との併用建築物で、商業系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの (商業系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記5に分類)
4 商業・業務併用住宅	上記1又は2と業務施設、あるいは商業・業務施設との併用建築物で、業務系、商業・業務系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの (商業・業務系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記6に分類)
5 商業施設	デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、銀行、宅地建物取引業の店舗、ガソリンスタンド、予備校、自動車教習所、結婚式場、葬儀場
6 商業・業務施設	事務所、事業系用途の複合施設、住宅展示場、商工会議所、農協
7 公共公益施設	国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場(銭湯)、神社、寺院、教会、老人ホーム
8 宿泊施設	ホテル、旅館
9 娯楽施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、料亭、スナック、特殊公衆浴場(健康ランド、サウナ)、キャバレー
10 遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、遊園地、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックス
11 工業施設	自動車修理工場、自動車販売店(修理部門を持つもの) その他の工業施設
12 運輸・倉庫施設(A)	モータープールや自動車ストックヤード
13 運輸・倉庫施設(B)	トラックターミナル、倉庫(単独もの)
14 農林漁業施設	農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場

C-3 市街化区域内未利用地等

対象区域:市街化区域(非線引き市町村は用途地域内)

調査対象:平成7,12,17,22年

土地利用現況から、農地(土地利用現況の分類が「田」・「畑」)、未利用地(土地利用現況の分類が「山」・「水面」・「その他の空地」)面積を集計した。

C-4 生産緑地指定状況

調査対象:平成7,12,17,22年

基準日:H22年12月31日(市街化区域内農地面積については平成22年1月1日)

県みどり再生課資料を基に、生産緑地指定地区数及び指定面積を集計した。

特定市以外の市町村では生産緑地指定が行われていないため、本調査では、生産緑地指定率の算出上、市街化区域内農地面積を”0”とした。

※特定市:東京都の特別区並びに首都圏、中部圏及び近畿圏の既成市街地・近郊整備地帯などに所在する市。埼玉県では以下の37市

川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、ふじみ野市、熊谷市

C-5 非可住地一覧

対象区域:市街化区域

調査対象年:平成7,12,17,22年

用途地域が工業専用地域の他、土地利用現況から工業専用地域外にある非可住地(※)面積を集計した。

※非可住地…土地利用現況から水面、その他の自然地、商業用地、工業用地、公共公益施設用地、公共空地、道路用地で幅員12m以上の道路、交通施設用地

C-6 農地転用状況

対象区域:行政区域

調査対象:平成18年～平成22年

基準日:平成18年1月1日～平成22年12月31日

農地法第4条及び第5条による農地転用許可並びに前述許可を必要としない農地転用届出について、件数及び面積を集計した。なお、農地転用は複数の調査区にまたがる場合があるため、以下のとおり扱う。

<農地転用件数の集計方法>

件数A	各調査区内の件数を重複を含めてカウント
件数B	実際の農地転用件数が集計できるようにするために、重複している農地転用件数を、最大面積をもつ調査区にカウント

C-7 林地開発状況》

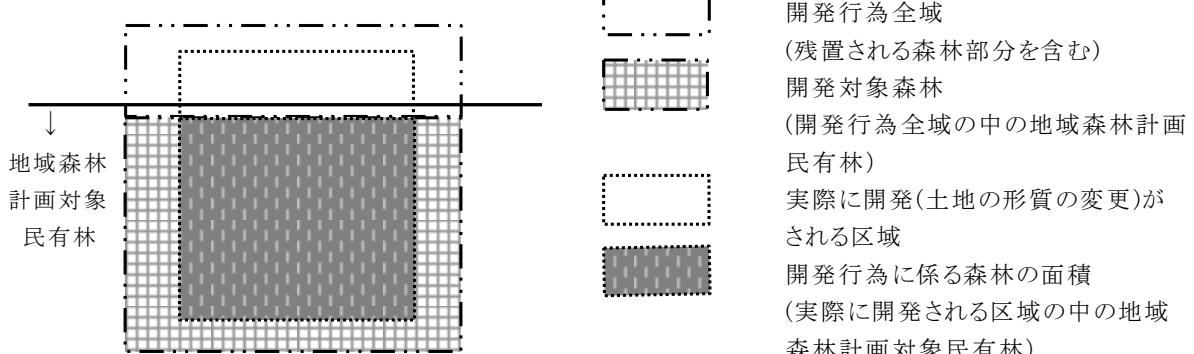
対象区域: 行政区域

調査対象: 平成18年1月1日～平成22年12月31日

森林法第10条の2の林地開発許可申請書、新地開発行為協議書を基に、開発行為に該当する森林法第10条の2第1項の地域森林計画対象民有林の面積、うち開発対象森林及び開発行為に係る森林の面積を調査した。

なお、同法同条の開発許可を必要としない開発行為(主に国・地方公共団体の開発行為)についても対象とした。

〈調査のイメージ〉



C-8 市街化調整区域内開発許可状況

対象区域: 市街化調整区域

調査対象: 平成18年1月1日～平成23年3月31日

市街化調整区域における都市計画法第34条第11号(旧第8号の3を含む)、12号(旧第8号の4を含む)、14号(旧第10号ロを含む)による開発許可の件数及び面積を調査・集計した。

なお、調査対象は新築とし、建替え、増改築及び分家住宅等は含まない。

C-9 工場跡地の土地利用転換状況

対象区域: 工業地域及び準工業地域

調査対象: 平成17年10月2日～平成22年12月31日

用途地域が工業地域及び準工業地域の土地で、3,000m²以上の一団の工業用地が住宅、商業用地に転換されたものを調査・集計した。

※開発時期が異なる複数の開発により土地の面積が3,000m²を超えたものも対象とする。

※基準日の間に建築確認を受けたものを対象とする。

D. 建物関係指標

D-1 建て方区分別延床面積

対象区域: 行政区域

調査対象: 平成2、7、12、17、22年

国勢調査を基に、住宅の建て方区分別(一戸建て、長屋建、共同住宅)の主世帯数を集計した。

D-2 建築状況

対象区域: 行政区域

調査対象: 平成18年1月1日～平成22年12月31日

「新築」及び「増築・改築・移転」の建築物件数を、建築確認申請書等により建築用途別(住宅、集合住宅、商業、工業、その他)に調査・集計した。

※基準日の間に建築確認を受けたものを対象とする。

〈各用語の定義〉

新築	従前より建築物が全くなかった敷地に建築した場合及び以前あった建築物と異なる用途の建築物を建築した場合をいう。
増・改築	以前の建築物と同じ用途の建築物を建築した場合等をいう。
移転	曳屋、解体再築等で敷地内に移動した場合をいう。
住宅	住宅の目的に建築されたもの(併用住宅を含む)。
共同住宅	アパート、マンション等
商業	商業の目的で建築されたもの。
工業	工業の目的で建築されたもの。
その他	上記以外のもの。

E. 都市整備関係指標

E-1 市街地開発事業等

対象区域:行政区域

都市計画法第12条に基づく市街地開発事業等及び同法第29条に基づく開発行為の許可について、事業及び開発行為の実施中、完了、計画の事業主体や規模等を調査した。

項目	内容	根拠
①市街地開発	市街地開発事業等	都市計画法第12条 都市計画法第12条による市街地開発事業以外の土地区画整理事業
②1ha以上の開発行為	市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き区域における1ha以上の開発行為	都市計画法第29条第1項
	都市計画区域外における1ha以上の開発行為	都市計画法第29条第2項
③1ha以上の公的開発	1ha以上の公的開発	都市計画法第29条第1項

E-2 市街地開発事業等整備率

E-1の調査結果のうち「①市街地開発」から、面整備率等を算出した。

計画決定率	市街化区域面積又は非線引き都市計画区域用途地域内面積における計画決定面積の割合
整備済整備中面積率1	実施中+完了面積を市街化区域面積又は非線引き都市計画区域用途地域内面積で除したもの
整備済整備中面積率2	実施中+完了面積の割合を計画決定面積で除したもの

E-3 地区計画等決定状況

対象区域:都市計画区域

基準日 平成23年4月1日

都市計画法第12条の5による地区計画について、地区計画の内容等を調査した。

※表中の●印は条例化されているもの、○印は条例化されていないものを表す。

E-4 高度利用地区等

対象区域:都市計画区域

基準日 平成23年11月11日

県都市計画課資料により、都市計画法第8条第1項3による高度利用地区について、指定状況を調査した。

E-5 都市計画道路決定整備状況

対象区域:都市計画区域

平成22年都市計画現況調査に基づき、計画決定延長、改良済延長、規制済延長について調査した。

◎計画 …都市計画決定された道路延長

◎改良済 …以下の区間の延長の合計

・道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。

・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度未換算完成延長

◎概成済 …改良済以外の区間のうち路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる^(注)現道を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。

(注) 現道とは、概ね計画幅員の2／3以上又は4車線以上の幅員を有する道路とする。必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。

◎表中のA、Bは次の区域を示す。

A区域:市街化区域又は用途地域設定区域内DID区域内

B区域:市街化区域又は用途地域設定区域内DID区域外

E-6 駅前交通広場決定整備状況

対象区域:都市計画区域

市町村資料を基に、駅前交通広場整備の計画決定箇所数、整備数等を調査した。

E-7 都市公園等整備決定状況

平成22年度埼玉県都市公園調書(県公園スタジアム課)を基に、都市公園面積、供用面積、一人当たりの公園面積等を調査した。

〈各用語の定義及び算出方法〉

都市公園	都市公園法第2条1項に規定されているもの。
計画決定面積	都市計画決定されている面積。
計画決定率	都市計画決定面積を各区域(都市計画区域、市街化区域等)面積で除したもの。
供用面積	都市公園法第2条の2に基づき供用開始の公告のなされたもの。
都市公園面積に対する整備率	都市公園面積に対する供用面積の割合。
一人当たりの公園面積	区域人口一人当たりの供用面積。

E-8 公共下水道決定整備状況(汚水)

汚水・雨水別に調査し、整備率を算出した。

- ◎事業計画区域面積：下水道法に基づいて公示された処理区域を示し、排除された汚水を終末処理場により処理することができる区域の面積。
- ◎供用面積：供用開始告示のなされたもの。
- ◎普及率1：区域面積に対する供用面積の割合。
- ◎普及率2：区域内人口に対する処理人口の割合。

E-9 公共下水道決定整備状況(雨水)

- 汚水・雨水別に調査し、整備率を算出した。なお、雨水の調査対象は公共下水道と都市下水路とした。
- ◎計画決定面積(事業計画区域面積)：下水道法に基づいて公示された排水区域の面積。
 - ◎供用面積：供用開始告示の有無にかかわらず整備が完了した区域の面積。
 - ◎整備率：区域面積に対する供用面積の割合。

F. 公害・災害関係指標

F-1 公害発生状況

対象区域：行政区域

平成22年度公害苦情調査結果(総務省)を基に、環境基本法で定義されている典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壤汚染、その他)の苦情件数を調査した。

F-2 水害発生状況

対象区域：行政区域

調査対象：平成17年4月1日～平成23年3月31日

市町村資料を基に、浸水被害の発生状況を調査した。

- ◎浸水区域及び面積
- ◎床上・床下の浸水戸数
- ◎田畠の浸水面積
- ◎浸水区域内の被災人口

F-3 防火地域及び準防火地域指定状況

対象区域：都市計画区域

県都市計画課資料を基に、都市計画法第8条第1項第5号による防火地域及び準防火地域の指定面積を調査した。

F-4 延焼防止に役立つ施設

対象区域:行政区域

都市計画図、地形図を基に、延焼防止に役立つ施設を調査した。

延焼防止に役立つ施設…幅員15m以上かつ延長500m以上の規模の道路や鉄道、河川、公園緑地等

◎公園緑地等については、長編部を延長、短辺部を幅員とみなし、少なくとも延長500mは同幅員を確保できる部分を延焼防止施設とする。

G. 地価関係指標

G-1 地価の変動(住宅地)

対象区域:行政区域

調査対象:昭和60年～平成21年

地価公示及び県土地水政策課資料を基に、住宅地の平均価格の推移を調査した。

G-2 地価の変動(商業地)

対象区域:行政区域

調査対象:昭和60年～平成21年

地価公示及び県土地水政策課資料を基に、商業地の平均価格の推移を調査した。

H. 環境保全等指標

H-1 保安林等指定状況

対象区域:行政区域

県森づくり課資料を基に、保全のために各種行為が法的に規制されている森林等の状況を把握するため、森林法第25条による保安林の指定状況を調査した。

H-2 地域森林計画対象森林指定状況

対象区域:行政区域

県森づくり課資料を基に、保全のために各種行為が法的に規制されている森林等の状況を把握するため、森林法第25条による保安林の指定状況を調査した。

I. レクリエーション施設等

I-1 都市の歴史(文化財分布状況)

基準日:平成24年7月31日

県教育委員会生涯学習文化財課資料を基に、国及び県が指定する文化財(建造物・記念物・重要遺跡)について調査した。

J. 交通量

J-1 自動車交通量

調査対象:平成22年度

全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)の平成22年秋季のデータを対象として集計。

交通調査基本区間に以下に示す各種調査結果データを対応付けし、各交通調査基本区間の区間延長、走行台キロ等を計上し、交通量、混雑度等を集計している。

・道路状況調査:沿道状況区分

・交通量調査(または交通量推定データ):12時間交通量、24時間交通量、ピーク比率

・交通容量設定データ:12時間実交通容量

ただし、交通調査基本区間が交通不能区間の場合、沿道状況区分は山地部として計上している。

J-2 鉄道駅の乗客数

調査対象:平成22年度

県交通政策課資料を基に、県内鉄道駅の1日平均乗車客数を調査した。

K. その他

K-1 大規模盛土状況

対象区域:行政区域

県都市計画課資料を基に、面積3,000m²以上の谷埋め型盛土及び原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け型盛土の箇所数及び面積を調査した。

K-2 情報インフラ利用状況

対象区域:県内

平成22年通信利用動向調査(総務省)を基に、世帯における情報通信サービスの利用状況等について調査した。

※高齢世帯(高齢者のみ):世帯構成員が全員65歳以上

K-3 市町村財政状況

対象区域:県内及び行政区域

調査対象:目的別歳出の状況(H18、H20、H22年度)、財政力指標(H22～H24年度)

県市町村課資料を基に、市町村の目的別歳出の状況(県計)及び財政力指標(各市町村)を調査した。

IV. 集計表

注1:各表中欄で、統計上把握ができない場合はブランク(空白)で表示している

注2:表中、網掛けは以下に基づいている。

○基本的に都市計画区域に対応する列を網掛けしている。

○ただし、複数の市町村から構成される都市計画区域は、都市計画区域合計(都計区域
計)の行のみ網掛けしている。

○そのほか、地域の合計欄については、行全体を網掛けしている。